

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-01	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	高額介護サービス費支払費用貸付事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	丹	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-11-01	高額介護サービス費支払費用貸付事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	12年度	根拠	荒川区高額介護サービス費支払費用貸付条例・同			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	条例施行規則			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護サービスを利用するにあたり、自己負担が高額となりその支払が困難な者に対して、支払に要する費用を貸し付けることにより、その負担軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	介護保険から高額介護サービス費の支給を予定されている要介護・要支援者						
内容	1貸付限度額 高額介護サービス費相当額×90%（利子は付さない）						
	2事業実施方法 ①貸付申請時にサービス提供月の領収書または請求書を提示してもらい、それに基づき貸付額を決定する。 ②申請から貸付まで、およそ2週間で処理する。 ③貸付金の償還は、高額介護サービス費の受領の権限及び貸付費用の償還に関する権限を区長に委任することにより行うことを原則とする。（高額介護サービス費の支給額と相殺する。）						
経過	平成12年度介護保険法施行時から実施						
必要性	介護保険法の理念である「共同連帯の理念」に基づき、能力に応じた受益者負担を求める一方で、負担能力の低い者に対して一定の配慮を行う制度として必要である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指   標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 貸付件数（件）	0	0	0	1	1	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	継続	条例事業であり、セーフティネットとして必要であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		27	27	27	27	27	28	28
決算額 (2年度は見込み)		0	0	0	0	0	0	28
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	貸付件数	0	0	0	0	0	0	1
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
役務費	郵送料 (通知書)	0	役務費	郵送料 (通知書)	0	役務費	郵送料 (通知書)	1
貸付金	貸付金	0	貸付金	貸付金	0	貸付金	貸付金	27

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	勘定科目		30年度	元年度	差額
	行政費用	給与関係費		413	81	▲ 332	地方税			
物件費						国庫支出金				
維持補修費						都支出金				
扶助費						分担金及び負担金				
補助費等						使用料及び手数料				
減価償却費						その他				
不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計 (a)	0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額			50	8	▲ 42	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 463	▲ 89	374	
その他行政費用						金融収支差額 (d)				
行政費用合計 (b)			463	89	▲ 374	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 463	▲ 89	374	
特別費用 (g)					特別収入 (f)					
特別収支差額 (f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 463	▲ 89	374		

備考

H30年度、R01年度ともに事業実績は0件であるため、行政費用は制度周知のための人件費

問題点・課題

○「負担限度額認定証」、「生計困難者に対する利用者負担額軽減対象確認制度」の利用や、高額介護サービス費の限度額を超えるサービスを利用しない等の理由により、制度の利用に至っていない。必要な利用者が発生した場合に、適切に対応できるよう、ホームページ等でさらなる周知が必要である。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続きホームページ等で、制度の周知を図る。	ホームページ等で、制度の周知を図った。	引き続きホームページ等で、制度の周知を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
	未実施：千代田区、中央区 (社協にて生活福祉資金貸付制度あり)、北区、練馬区
議会議事録(要旨)	

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	高齢者住宅改修給付事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	桂木	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-02-04	高齢者住宅改修給付事業費					
事務事業の種類	● 新規事業（● 2年度 ○ 元年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 ● 平成 ○ 令和 元 年度	根拠	荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 ● 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	05	高齢者の住まいの確保				
目的	介護保険対象外となった高齢者について、予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齢者についても、介護保険支給対象外の改修種目の給付を行うことにより、高齢者の在宅生活の利便性向上と福祉の増進を図る。						
対象者等	介護保険の要介護認定を受けた荒川区内に住所を有する高齢者で、自宅での自立した生活を支えるために住宅改修が必要と認められる者（ただし、高齢者転倒防止用手すり設置給付は要介護認定不要）。						
内容	1 高齢者住宅改修予防給付（①～⑥介護保険と同様の内容）：基準額20万円（介護保険と同額） ①手すり取付 ②段差解消 ③滑り防止・移動円滑化等の床材変更 ④引戸等への取替 ⑤洋式便器等への取替 ⑥その他付帯工事 2 高齢者住宅設備改修給付 ①浴槽の取り替え及び付帯して必要な給湯設備等の工事：基準額 37万9千円（都の補助基準と同額） ②流し、洗面台の取り替え及び付帯して必要な給排水設備等の工事：基準額 15万6千円（都の補助基準と同額） ③便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事：基準額 10万6千円（都の補助基準と同額） 3 高齢者住宅設備等新設給付（生活スペース移設）：基準額 99万1千円（区独自基準） （1階床の新設 35万円、浴槽・流し・便器の新設 上記住宅改修と同額） 4 高齢者転倒防止用手すり設置給付：基準額 5万円（区独自基準）						
経過	平成元年度 荒川区高齢者住宅改造費助成事業として開始 種目：浴室改善、便所改善 平成3年度 玄関改善、台所改善、居室改善を種目追加 平成5年度 階段昇降機を種目追加 平成12年度 住宅改造が介護保険に移行実施されるため、予防給付・設備改修給付事業として再編実施（対象は、介護保険非該当者ならびに介護保険給付外の部分） 平成29年度 「住宅設備等新設給付」と「転倒防止用手すり設置給付」の2種目を追加						
必要性	介護保険対象外の高齢者について、手すりの設置や予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齢者についても介護保険支給対象外の改修種目の給付を行うことにより、高齢者の在宅生活の利便性向上と福祉の増進を図る。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 申請→訪問調査（転倒防止給付は省略）→工事計画書の提出→改修費助成決定→工事着工→工事完了→完了調査→助成金支出						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 予防給付件数(件)	15	8	7	15	18	
	② 設備改修件数(件)	72	53	81	80	90	
③ 転倒防止用手すり設置給付件数(件)	25	107	87	144	150	平成29年12月制度開始	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	推進	介護給付制度との整合性を図りながら、高齢者の在宅生活の支援を図るために必要な事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
予算額	35,708	35,387	28,190	35,253	69,820	35,722	35,038	
決算額 (2年度は見込み)	20,726	18,837	16,760	18,801	17,458	23,158	35,038	
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	予防給付件数	10	19	8	15	8	7	15
	設備改修給付(浴槽、流し等、便器)件数	93	81	89	72	53	81	80
	設備新設給付件数	-	-	-	1	3	8	10
	予防給付(少額手摺取付)件数	-	-	-	25	107	87	144

予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	専門相談員の報償費	514	報償費	専門相談員の報償費	970	報償費	専門相談員の報償費	864
	住宅改修事業者研修会講師謝礼	0		住宅改修事業者研修会講師謝礼	0		住宅改修事業者研修会講師謝礼	23
役務費	決定通知等郵送料	17	役務費	決定通知等郵送料	22	役務費	決定通知等郵送料	126
扶助費	住宅改修予防給付	689	扶助費	住宅改修予防給付	884	扶助費	住宅改修予防給付	2,660
	住宅設備改修給付	10,176		住宅設備改修給付	16,370		住宅設備改修給付	16,268
	住宅設備等新設給付	1,644		住宅設備等新設給付	1,932		住宅設備等新設給付	8,720
	転倒防止用すり設置給付	4,419		転倒防止用すり設置給付	3,367		転倒防止用すり設置給付	6,375

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	2,475	407	▲ 2,068	地方税	0	0	0
	物件費	16	23	7	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	10,038	9,985	▲ 53
	扶助費	16,927	22,555	5,628	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	515	581	66	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	10,038	9,985	▲ 53
	賞与・退職給与引当金繰入額	300	42	▲ 258	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,195	▲ 13,623	▲ 3,428
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	20,233	23,608	3,375	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,195	▲ 13,623	▲ 3,428
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,195	▲ 13,623	▲ 3,428

備考 行政費用の「扶助費」は、住宅改修給付に係る支給額

問題点・課題  
 ○制度を有効に活用し、自宅での自立した生活を継続してもらう必要がある。一方で、特に予防給付については認定結果が非該当となった方を対象としているため、給付の必要性を十分に審査した上で、今後の介護予防に資する給付を行うことが重要である。  
 ○住宅改修の相談から工事着工までの期間をできるだけ短縮し、本人の身体的な負担の軽減や生活の安全につなげる必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き理学療法士による現地調査を実施して、適正な給付に努めていく。	理学療法士による現地調査を継続。調査時に専門家の視点から改修内容の助言を行い、適切な改修が実施されるよう努めた。	効果の見込まれる適切な住宅改修が行われるよう、引き続き現地調査と助言を行っていく。
②	現地調査日の調整を含め相談から着工までの期間を最小限にし、円滑に住宅改修が進むよう努めていく。	申請者の身体的な負担軽減や安全の確保のため、できる限り短期間で着工できるよう現地調査の日程調整を行った。	引き続き、適切な時期に改修を実施し申請者の負担軽減につながるよう、現地調査を進めていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	都の補助基準と同内容で実施している区と、独自に項目等を追加又は縮小して実施している区がある。なお、設備改修給付(要介護・要支援の認定を受けた方を対象とした給付)実施は22区、予防給付(要介護認定結果が自立の方を対象とした給付)実施は20区、転倒防止給付は0区、住宅設備等新設給付は1区

議会(要旨)質問状	13年一定 住宅改修事業者への適切な指導・助言と研修会の開催について 14年一定 住宅改修事業者への事業PRについて 24年決特 高齢者住宅改修の助成条件について(要介護認定の必要性について)

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-03	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	訪問介護自己負担額軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	大熊	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-02-08	訪問介護自己負担金軽減費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	12年度	根拠	荒川区の高齢者・障害者ホームヘルプサービス			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和3年度	法令等	利用者に対する助成事業運営要綱			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	訪問介護等を利用する低所得者のうち、荒川区障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者に対し、利用者負担の一部を補助し、福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	低所得者であって、介護保険法施行時に障がい者施策による訪問介護を利用していた要介護者等						
内容	<p>○経過措置対象者：生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く。）に属する者で、次のいずれかに該当し、かつ、前年度末現在において本事業の対象者である者。</p> <p>(1) 要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者</p> <p>(2) 介護保険法施行前1年間に高齢者及び障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者で、65歳以前の障がいを原因とした手帳の交付を受けており、障がい者ホームヘルプサービスの対象となる者</p> <p>(3) 平成18年4月1日以前に特定疾病により要介護又は要支援状態となった40歳から64歳までの者</p>						
経過	<p>○経過措置対象者</p> <p>【利用者負担割合】</p> <p>平成19年6月まで：3%（区助成率7%、財源は国1/2、都1/4、区1/4）</p> <p>平成20年6月まで：6%（区助成率4%、財源は国1/2、都1/4、区1/4）</p> <p>平成20年7月から：3%（区助成率7%）</p> <p>※国の特別対策としての本制度は平成20年6月末をもって終了したが、それ以降についても、区単独事業として助成を継続している。（生活保護受給者を除く。）</p>						
必要性	障害者が自立した尊厳ある生活を営むために、急激な変化を緩和する措置として必要である。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>利用者は訪問介護事業者に10%のうち3%の利用料を支払い、事業者が月毎に取りまとめて区に申請。区は内容を審査し事業者へ7%を支払う。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 助成件数（件）	190	146	137	130	130	
	② 認定者数（人）	15	12	11	11	11	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	改善・見直し	本事業は、低所得の障がい者の日常生活を支援するために必要であることから、事業の改善・見直しについて慎重に検討を行う。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		1,744	1,513	1,314	1,408	1,480	1,139	1,021
決算額(2年度は見込み)		1,312	1,064	1,251	1,208	823	757	1,021
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
自己負担額軽減費(千円)		1,292	1,047	1,236	1,192	811	742	1002
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	事務用消耗品	1	需用費	事務用消耗品	1	需用費	事務用消耗品	2
役務費	郵送料(通知書)	11	役務費	郵送料(通知書)	14	役務費	郵送料(通知書)	17
負担金補助等	負担金軽減費	811	負担金補助等	負担金軽減費	742	負担金補助等	負担金軽減費	1,002

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	0	407	407	地方税	0	0	0
	物件費	12	15	3	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	811	742	▲69	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	42	42	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲823	▲1,206	▲383
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	823	1,206	383	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲823	▲1,206	▲383
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲823	▲1,206	▲383	

備考 行政費用の「補助費等」は、対象者への補助経費

問題点・課題  
 ○毎月、訪問介護サービス事業者が代理申請する方式を採用しているが、事業者の事務負担も考慮しつつ、申請が滞るような場合には、事業者に申請を促す必要がある。  
 ○利用している事業者が変わることもあるため、実績等で確認が必要である。また、併せて手続き方法等も事業者に対して説明をする。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	請求遅れや漏れを防ぐため、新規事業者へ事業の周知を行う。	実績が確認できた新しい事業者に対して、区から事業者へ事業の概要や請求方法について説明し、請求を促した。	支払業務に遅延が生じないように、新しい事業者や個人請求者に対し早めに個別に働きかけていく。
②			
③			

他区の実況  
 (実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区)  
 台東区

議  
会  
質  
問  
状  
況  
(要  
旨)

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	介護保険移行者ホームヘルプ利用 負担軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤			
		担当者名	大熊	内線	2432			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（2年度）	01-02-09	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 18 年度	根拠	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 3 年度	法令等	実施要綱					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	障害者自立支援法の施行に伴い、区が行っているホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置を利用して低所得者が、介護保険法の規定による保険給付の対象者として移行し、ホームヘルプサービスを利用する場合に、保険給付の利用者負担の一部を助成し、福祉の増進を図ることを目的とする。							
対象者等	低所得者であって、障害者自立支援法施行後に介護給付の対象者に移行した者で、障害者自立支援法による訪問介護を利用していた要介護者等							
内容	<p>○利用対象者：次の各号に掲げる要件をいずれも満たすもの</p> <p>1 生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯に属するものを除く。）に属する者で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者。</p> <p>(1) 要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者</p> <p>(2) 特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者で、その日前1年の間に、障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者</p> <p>2 7月から12月にあつては前年の、1月から6月にあつてはその前々年の所得により、生計中心者が所得税法の規定による課税がされていない者。</p> <p>○利用者負担：3%（本来10%）。</p>							
経過	<p>平成18年4月 障害者自立支援法の施行に伴い、激変緩和措置として実施。（区単独事業） （平成18年9月8日要綱決定）</p> <p>平成29年4月 代理受領払い開始 代理受領とは利用者が訪問介護事業者に10%のうち3%の利用料を支払い、事業者が月毎に取りまとめて区に申請。区は内容を審査し事業者に7%を支払う。</p>							
必要性	急激な負担増に対応することが困難な障害者が自立した生活を営むために、激変緩和措置は必要である。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>従来の支払い方法：利用者が10%を事業者を支払い、区に領収書を添付し申請し区から7%の補助を受ける。平成29年4月より代理受領払い開始</p>							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	助成件数（件）	78	90	139	148	160	
	②	認定者数（人）	11	12	15	16	20	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
推進	改善・見直し		本事業は、低所得の障がい者の日常生活を支援するために必要であることから、事業の改善・見直しについて慎重に検討を行う。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		762	863	911	1,046	1,167	1,329	1,374
決算額 (2年度は見込み)		629	564	733	972	891	1,213	1,374
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
移行利用者負担軽減費 (千円)		620	557	723	964	883	1,196	1,355
予算・決算の内訳		平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)		令和2年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	事務用消耗品	1	需用費	事務用消耗品	1	需用費	事務用消耗品	2
役務費	郵送料 (通知書)	9	役務費	郵送料 (通知書)	15	役務費	郵送料 (通知書)	17
負担金補助等	負担金軽減費	883	負担金補助等	負担金軽減費	1,196	負担金補助等	負担金軽減費	1,355

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	0	1,221	1,221	地方税	0	0	0
	物件費	9	17	8	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	883	1,196	313	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	127	127	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 892	▲ 2,561	▲ 1,669
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	892	2,561	1,669	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 892	▲ 2,561	▲ 1,669
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 892	▲ 2,561	▲ 1,669	

備考 行政費用の「補助費等」は、対象者への補助経費

問題点・課題 ○平成29年度7月より代理受領払いを開始したが、代理受領を取り扱わない事業者があるため、利用者からの個人請求と事業者請求の両方の支払処理を行う必要がある。また、事業者を複数利用する場合や変更する場合が多く、給付実績を確認し請求漏れを防止する対応が必要となる。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	代理受領や個人請求の遅れがある為、事業者等への周知を図る。	実績が確認できた新しい事業者に対し、待つだけでなく、区から事業者に事業の概要や請求方法について説明し、請求を促した。	支払業務を円滑に行うため、新しい事業者や個人請求者に対して早めに個別に働きかけていく。
②			
③			
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)		
議会議決要旨			



# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-05		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	介護保険サービス利用者負担軽減事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
			担当者名	丹	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-02-10	介護保険サービス利用者負担軽減費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	13	年度	根拠	利用者負担額減額制度実施要綱・補助要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	要介護・要支援認定者のうち低所得者で特に生計を営むことが困難である者及び生活保護受給者に対し、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」、都制度である「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」により、利用者負担額を軽減することを目的とする。							
対象者等	要介護・要支援認定者で区民税非課税世帯に属し、特に生計を営むことが困難で、要件をすべて満たす者及び生活保護受給者							
内容	1 軽減対象サービス…（一般）25サービス、（生活保護受給者）4サービス ※ただし、訪問介護利用負担減額認定を受けている人の「訪問介護」は軽減対象外 2 軽減制度による本人負担割合：3/4（軽減分1/4） （生活保護受給者については、居住費（滞在費のみ）利用者負担額の全額（100/100）） 3 軽減分負担割合：（社会福祉法人等の場合） ・申請事業者1/2 ・国1/4 ・都1/8 ・区1/8 （その他の事業者の場合） ・申請事業者1/2 ・都1/4 ・区1/4							
経過	平成14年1月 軽減措置開始（利用者負担割合1/2、軽減割合1/2） 平成15年7月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 平成17年10月 制度改正により、対象サービス、負担割合変更 （本人負担割合を3/4とする（高齢福祉年金受給者は1/2）） 平成23年4月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 （生活保護受給者は一部施設サービスを利用した際の居住費（滞在費）は全額軽減対象とする） 平成24年4月 制度改正により、対象サービスの変更 平成25年10月、26年4月、27年4月、30年10月、令和元年10月 制度改正により、生活扶助基準見直しに伴う特例措置開始							
必要性	低所得者で生計を営むことが困難な者に対する自己負担分の負担軽減を図り、その生活の安定を図る上で必要性が高い。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 利用者の申請に基づき対象者に認定証を交付し、利用者は証を提示することで軽減を受ける。 社会福祉法人、事業者は軽減した実績に基づき、区に補助金を請求する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	軽減制度認定者数	70	59	70	72	74	年度末認定者
	②	軽減制度申出社会福祉法人数	65	66	56	60	65	区内・区外法人
③	軽減制度申出事業所数	90	89	94	95	95	区内・区外事業所	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続	継続		生計を営むのが困難な方が安定して適切な介護サービスを利用していく上で必要な事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		2,162	2,356	2,126	1,975	1,907	2,292	2,425
決算額(2年度は見込み)		2,098	1,705	1,659	1,935	1,897	1,758	2,425
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
社会福祉法人等(千円)		1,886	1,582	1,543	1,806	1,785	2137	2285
介護サービス提供事業者(千円)		198	109	103	115	66	136	121
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	窓あき封筒等	35	需用費	窓あき封筒等	2	需用費	窓あき封筒等	2
役務費	郵送料(通知書)	9	役務費	郵送料(通知書)	12	役務費	郵送料(通知書)	17
負担金補助等	軽減補助金	1,852	負担金補助等	軽減補助金	1,745	負担金補助等	軽減補助金	2,406

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	0	3,663	3,663	地方税	0	0	0
	物件費	44	13	▲31	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,009	2,044	35
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,852	1,745	▲107	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,009	2,044	35
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	381	381	行政収支差額(a)-(b)=(c)	113	▲3,758	▲3,871
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,896	5,802	3,906	通常収支差額(c)+(d)=(e)	113	▲3,758	▲3,871
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	113	▲3,758	▲3,871	

備考 行政費用の「補助費等」は、対象者への補助経費

問題点・課題  
 ○補助額に比して事務手続きが煩雑であり、事業者の負担となっている。  
 ○この制度は、事業者の登録や利用料の一部負担などが発生することなどもあり、事業所の協力が欠かせないため、全ての施設で軽減制度が使えるわけでない。そのため、被保険者に対する事業の周知を積極的に進めるには難しい状況である。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き事業者への制度説明を継続し、事業者の協力で登録の増加に努める。	事業者への制度説明を継続し、事業者の協力で登録の増加に努めた。	引き続き事業者への制度説明を継続し、事業者の協力で登録の増加に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	社会福祉法人22区、事業者18区で実施(H28.7状況)
議会議事録(要旨)	

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-06	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤			
		担当者名	桂木	内線	2432			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-02-14	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 21 年度	根拠	荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 3 年度	法令等	担当額軽減補助金交付要綱					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	介護保険制度の特定入所者介護サービス費の対象とならない者で、一定所得水準以下の低所得者の負担を軽減するため、食費・居住費の一部を補助する。							
対象者等	本人が区民税非課税、世帯の課税合計所得金額が500万円以下、また本人及び配偶者の預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下である、という要件を満たす者。（生活保護受給者を除く）							
内容	(1) 補助対象経費 ・ 介護保険施設及び認知症対応型共同生活介護の食費・居住費 ・ 短期入所生活（療養）介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスに係る食費・滞在費 (2) 補助単価 ・ 第4段階 ①介護保険施設及び短期入所生活（療養）介護：500円/日 ②認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：250円/日 ・ 第3段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：500円/日 ・ 第2段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日 ・ 第1段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日							
経過	【平成21年度】新規事業として開始 【平成24年度】介護保険課から高齢者福祉課へ事務移管 【平成26年度】高齢者福祉課から介護保険課へ事務移管							
必要性	・ 利用者負担第4段階の中でも、所得等に応じた軽減策が必要であること。 ・ 特定入所者介護サービス費が利用できる介護保健施設利用者に対して、認知症対応型共同生活介護等を利用する者への配慮が必要であること。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	対象者数 (施設・短期入所)	121	128	116	130	140	
	②	対象者数 (GH・小規模)	82	89	75	120	100	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続		継続 介護保険の特定入所者サービス費の制度を補完する事業として必要であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		31,374	30,602	29,721	29,265	26,076	25,263	26,966
決算額 (2年度は見込み)		31,069	28,234	24,257	21,820	22,437	20,531	26,966
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	対象者数 (施設・SH) ※ ( ) は実人数	167(123)	112(94)	95(89)	121(90)	128(112)	116(98)	130
	対象者数 (GH・小規模) ※ ( ) は実人数	135(112)	82(73)	63(59)	82(71)	89(88)	75(74)	120
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	事務用消耗品等	9	需用費	事務用消耗品等	4	需用費	事務用消耗品等	17
役務費	決定通知書送付用	69	役務費	決定通知書送付用	67	役務費	決定通知書送付用	194
負担金補助等	食費・居住費に対する補助	22,359	負担金補助等	食費・居住費に対する補助	20,459	負担金補助等	食費・居住費に対する補助	26,755

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,475	3,663	1,188	地方税	0	0	0
	物件費	78	72	▲ 6	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	22,359	20,459	▲ 1,900	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	300	381	81	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 25,212	▲ 24,575	637
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	25,212	24,575	▲ 637	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 25,212	▲ 24,575	637
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 25,212	▲ 24,575	637	

備考 行政費用の「補助費等」は、対象者への補助経費

問題点・課題 ○区外施設を利用している対象者は、対象者から区に請求を行うことから請求漏れや遅れが発生しやすく、支払が滞りがちであるため、手続きの勧奨が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区外施設を利用し、請求を行っていない対象者に対して、電話等で請求の勧奨を行っていく。	請求のない対象者に対して、電話等で推奨を行うことで、遅滞なく請求の手続きを行えることができた。	補助対象者が適切に補助を利用することができるよう、引き続き制度の周知やわかりやすい説明を行っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
	類似施策を実施 (利用者負担第4段階の方の特例減額：文京区・台東区・江東区・渋谷区) (グループホーム利用者への補助：奥多摩町)

議会議事録(要旨)	
-----------	--

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	地域密着型サービス事業所の整備	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	齊藤・宇賀	内線	2436		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-12-01	地域密着型サービス拠点等整備費補助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	18年度	根拠	介護保険法、地域密着型事業所の指定基準等に			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	に関する条例、整備費補助金交付要綱			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	地域密着型事業所を整備する際の経費の一部補助、事業所の指定及び更新等を行い、区内における地域密着型サービス提供基盤を構築し、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で安心して介護サービスの提供を受けることができるようにすることを目的とする。						
対象者等	地域密着型サービス事業所を運営又は運営しようとする事業者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>地域密着型サービス事業所の指定・更新及び補助等 適正で安定的なサービス提供を図るため、公募を実施し、補助金を活用しつつ整備を行う。指定後については適宜（又は更新時）実地指導等を行う。また変更届に対し審査を実施する。</li> <li>地域密着型サービス運営委員会（介護保険運営協議会）の設置 サービス事業者の適正な運営を確保するために、運営委員会を設置し、必要事項を協議する。</li> <li>監査（実地検査）の実施【再掲 08-04-13参照】 必要に応じて監査を実施し、勧告・命令・指定取消し等の措置を実施する。</li> <li>運営推進会議 利用者、家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の開催を支援する。</li> <li>区外指定事業所及び区外みなし指定事業所について 荒川区民が区外地域密着型サービス事業所を利用する場合に、相手方自治体同意のもと指定を行う。</li> </ol>						
経過	<p>○平成18年 4月 介護保険法改正 「地域密着型サービス」の創設、区市町村による指定開始</p> <p>○平成27年 9月 防火設備補助要綱制定</p> <p>○平成28年11月 介護ロボット導入費補助要綱制定</p> <p>○平成29年 2月 防犯設備補助要綱制定</p> <p>○平成30年 4月 定期借地補助要綱制定</p> <p>○平成31年 4月 小規模多機能推進補助要綱制定</p> <p>【事業所数（令和2年4月現在）】</p> <p>①認知症対応型通所介護 1か所 ②小規模多機能型居宅介護 6か所 ③地域密着型介護老人福祉施設 1か所 ④認知症対応型共同生活介護 15か所 ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1か所 ⑥地域密着型通所介護 29か所</p>						
必要性	地域の状況・特性等に応じた適切な介護サービスを提供していくために必要である。 （指定等事務については、介護保険法第78条の2、第115条の12の規定で定められたもの）						
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>①公募による選定 ②補助協議 ③補助内示 ④交付申請 ⑤交付決定 ⑥事業者への補助実施 ⑦指定申請手続き ⑧指定</p>						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	①新規指定・再開地域密着型事業所数	6	3	4	2	5	※各年度末時点
	②廃止・休止地域密着型事業所数	6	7	8	2	0	※各年度末時点
③地域密着型事業所数	61	57	53	53	65	※各年度末時点	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	推進	地域密着型サービスは、区民が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活するために必要な介護保険サービスであり、適切に事業所の整備を進め、供給体制を確保していく必要があるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		871,096	17,301	186,410	146,325	194,370	719,640	821,857
決算額(2年度は見込み)		247	11,773	74,025	119,831	44,431	366,857	821,857
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
地域密着型整備費補助件数(年度ごと累計)		15	20	22	23	26	28	29
地域密着型事業所数		30	30	61	61	57	54	53
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	選定委員会外部委員等謝礼	349	報償費	選定委員会外部委員等謝礼	775	報償費	選定委員会外部委員等謝礼	660
需用費	選定委員会賄い	5	需用費	選定委員会賄い	10	需用費	選定委員会賄い	10
負担金補助等	施設整備等補助	44,068	委託料	信用調査委託	373	委託料	信用調査委託	366
委託料	信用調査委託	0	負担金補助	施設整備等補助	773,173	負担金補助	施設整備等補助	820,821
償還金	仕入控除報告に伴う返還金	12						

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額	30年度		元年度	差額		
行政費用	給与関係費	10,313	10,012	▲ 301	地方税	0	0	0	
	物件費	4	0	▲ 4	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	41,466	334,135	292,669	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	359	0	▲ 359	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	11	0	▲ 11	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	41,477	334,135	292,658	
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,251	1,042	▲ 209	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 14,518	▲ 43,776	▲ 29,258	
	その他行政費用	44,068	366,857	322,789	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	55,995	377,911	321,916	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 14,518	▲ 43,776	▲ 29,258	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,518	▲ 43,776	▲ 29,258		

備考 補助対象の整備計画が、工期等の都合により令和2年度の竣工となったこと等により、令和元年度の執行率は低くなっている(各年度の出来高(工事の進捗率)により補助)。行政費用のその他の行政費用は、主に地域密着型サービス等整備助成補助金であり、区内介護事業所の開設補助経費である。

問題点・課題 ○2025年に向け、区として特に整備を進めていく必要がある認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護の整備には、一定規模の敷地が必要であるが、運営に適した十分な面積を有する土地の確保が課題となり、整備が進みにくい地域がある。  
○不動産等の取得等の目的が立っても、事業所の開設にあたり、深刻な介護人材不足により従業者の確保が難しいこと、開設に係る初期費用の負担が大きいことが、整備計画を進める上での課題となっている。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	厳正な審査による質の担保を図りつつ、第7期介護保険事業計画に基づき、施設整備を着実に進めていく。	公募で選定した整備計画について、補助の実施及び円滑な開設に向けた調整を図った。	第8期介護保険事業計画の策定に向けて、必要整備数や公募のあり方等について検討する。
②	さらなる整備促進を図るため、補助の拡充を検討するとともに、制度の周知に努める。	小規模多機能型居宅介護等事業所の開設に係る初期費用の負担軽減を図るため、新たな補助制度を創設した。	
③			

他区の実況	(実施 22 区)		未実施 0 区		不明 0 区)	
	議会議決要旨	平成18年三定 認知症高齢者のグループホームや高齢者住宅のきめ細かい設置について 平成21年二定 小規模多機能型居宅介護の拡充について 平成21年三定 都営住宅を活用したグループホームの設置について 平成28年予特 アミューズメント型デイサービスの規制について 平成28年決特 地域密着型サービスの整備状況と遊技を中心としたサービス提供の規制について(総括)				

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	介護サービス事業所人材育成補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤			
		担当者名	丸山	内線	2436			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-14-01	介護サービス人材確保事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	21年度	根拠	荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	交付要綱				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	区内の介護サービス事業所がその事業所に勤務する者に実務者研修を受講させる場合に、事業所が負担した費用に対して補助を行うことにより、事業所の経費負担の軽減を図り、もって事業所が質の高い介護サービスを安定的・継続的に提供できる基盤を整備する。							
対象者等	区内に事業所を有する指定介護サービス事業者							
内容	<p>実務者研修に要する補助                      主な要件：区内にある事業所の介護従業者が実務者研修を修了した場合                      内容：実務者研修受講料の全額を補助（上限額：1人につき18万円）</p> <p>初任者研修に要する補助                      主な要件：区内にある事業所の介護従業者が初任者研修を修了した場合                      内容：初任者研修授業料の全額を補助（上限額：1人につき9万円）</p>							
経過	<p>平成21年度 事業開始</p> <p>平成22年度 補助対象に介護職員基礎研修を追加</p> <p>平成24年度 訪問介護員2級資格取得後に退職する者が多かったため、補助対象から訪問介護員2級を廃止</p> <p>平成25年度 国が訪問介護員1級と介護職員基礎研修を実務者研修に一本化したため、補助対象を実務者研修に一本化</p> <p>平成28年度 対象を初任者研修と実務者研修に拡大。また事前申請制を導入し、補助要件として、研修修了者の離職防止を図ることを追加</p> <p>令和元年度 補助条件に要綱の内容等の追記。また元号改正への対応や規定の整備</p>							
必要性	質の高い介護サービスを実現するために、区内介護サービス事業所の質の高い人材育成を支援することは必要である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 都が実施する「代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業」を併せて利用することで、本事業活用に当たっての事業者の負担が軽減されるため、当該事業についても積極的に周知を図る。							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	実務者研修修了者(人)	9	12	10	18	20	本事業により資格を取得した人数
	②	初任者研修修了者(人)	6	4	5	5	10	本事業により資格を取得した人数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度	3年度							
推進	推進	人材を確保・育成していくための事業であり、深刻な介護人材不足に対応する事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		1,260	1,260	4,865	4,865	2,482	2,177	2,008
決算額 (2年度は見込み)		394	97	3,584	1,131	1,345	1,191	2,008
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	実務者研修修了者 (人)	3	1	34	9	12	10	18
	初任者研修修了者 (人)			6	6	4	5	5
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	実務者・初任者研修取得補助	1,345	負担金補助等	実務者・初任者研修取得補助	1,191	負担金補助等	実務者・初任者研修取得補助	2,008

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,310	2,849	539	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	893	893
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,345	1,191	▲ 154	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	893	893
	賞与・退職給与引当金繰入額	280	297	17	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 3,935	▲ 3,444	491
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	3,935	4,337	402	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 3,935	▲ 3,444	491
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 3,935	▲ 3,444	491	

備考 行政費の「補助費等」は、介護従業者の研修受講に対する補助金の支出額  
 ※令和元年度は、前年と比較して研修受講者が減少したこと等により、補助金の支出実績が減少している。

問題点・課題 ○実務経験者が介護福祉士になる場合、本事業の補助対象である実務者研修を修了することが、平成24年度から要件とされる予定であったが、介護人材不足のため延期が繰り返され、介護職員の資格制度の見通しが不透明な状況が続いたため、平成27年度までは、実務者研修修了者への補助実績が低迷していた。  
 ○平成28年度から要件となったことから、本事業の利用が一気に増加したが、平成29年度以降の利用数は、対28年度比で減少している。このことから、対象者の多くは受講ができていないものと推測される。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	正しい申請の流れ等、本事業の周知の徹底を図るとともに、深刻な介護人材不足に対応するための支援策を検討する。	本事業の申請手続きについて、遺漏のないよう指導するとともに資格取得に係る助成について速やかに対応した。	事業の理解、推進が図れるよう、よりわかりやすい制度説明等に工夫を図るなど、周知の徹底に努めていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区)
	補助対象は、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、介護福祉士資格取得費用
議会(要旨)質問状	平成20年三定 介護事業者、介護従事者への支援について 平成20年四定 介護労働者への財政的支援について 介護現場の実態調査を行い、労働条件を改善することについて



# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-09	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	介護保険サービス永年勤続従業者表彰	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	丸山	内線	2436		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-15-01	介護保険サービス従事者功労者表彰事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	22年度	根拠	荒川区介護保険サービス永年勤続従業者表彰			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	事業実施要綱			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護保険サービス事業所において、長年にわたり介護保険サービスに従事し、地域の高齢者福祉の増進のために尽力した従業者を表彰することで、その従事者の意欲向上及び社会的評価の向上に資することを目的とする。						
対象者等	次に掲げる要件を全て満たす者 ①指定介護保険サービス事業所に、平成12年4月1日以降継続して10年以上勤務している者 ②利用者に直接、介護保険サービスを行う者で、事業所の管理者の推薦を受けた者						
内容	平成22年度 表彰状及び記念品の授与、事業者向け講演会を実施 平成23年度～ 表彰状及び記念品の授与及び祝賀会 平成26年度 祝賀会において講演会を実施 平成29年度 祝賀会においてミニコンサートを実施（オープニングセレモニーから変更）						
経過	平成22年度 11月11日「介護の日」に合わせて事業実施 平成23年度 継続事業として3月23日実施 平成24年度 継続事業として10月23日に実施 平成25年度 継続事業として10月15日に実施 平成26年度 継続事業として10月14日に実施 平成27年度 継続事業として10月14日に実施 平成28年度 継続事業として10月12日に実施 平成29年度 継続事業として10月11日に実施 平成30年度 継続事業として10月9日に実施 令和元年度 継続事業として12月17日に実施し、第10回を迎えた。 （令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により個別に表彰（式典中止））						
必要性	区内の質の高い介護サービス確保のためには、区内介護サービス事業所で優秀な従事者が長く勤務し、サービスを提供してもらうことが重要である。従事者の勤労意欲向上を図るため、継続事業として毎年実施する必要がある。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 表彰式に係る看板製作等の委託（委託料：44,000円（令和元年度実績））						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 被表彰者数（人）A	40	40	25	40	45	表彰式当日出席した被表彰者の数
	② 表彰式参加者数（人）B	26	20	17	20	31	
③ 表彰式参加率（%）B/A	65.0	50.0	68.0	50.0	68.9	B/A（%）	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度		3年度					
継続		継続 外部環境の変化等により、人材の定着が難しくなりつつある中で、介護職員が表彰を受けることは、意欲及び社会的評価の向上につながるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		582	548	577	555	548	565	613
決算額 (2年度は見込み)		308	423	402	391	400	363	613
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
被表彰者数 (人)		42	56	43	40	40	25	40

  

予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	演奏会奏者謝礼	54	報償費	演奏会奏者謝礼	54	報償費	演奏会奏者謝礼	80
需用費	記念品・表彰状等	261	需用費	記念品・表彰状等	217	需用費	記念品・表彰状等	379
役務費	部分筆耕等	9	役務費	部分筆耕等	14	役務費	部分筆耕等	48
委託料	会場設営等委託	43	委託料	会場設営等委託	44	委託料	会場設営等委託	53
使用料等	会場使用料等	32	使用料等	会場使用料等	34	使用料等	会場使用料等	53

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額	30年度		元年度	差額		
行政費用	給与関係費	3,960	5,616	1,656	地方税	0	0	0	
	物件費	346	309	▲ 37	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	54	54	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	480	585	105	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,840	▲ 6,564	▲ 1,724	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	4,840	6,564	1,724	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,840	▲ 6,564	▲ 1,724	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,840	▲ 6,564	▲ 1,724		

備考 行政費用の「物件費」は、被表彰者への記念品や表彰式会場の看板製作委託経費

問題点・課題 ○介護保険制度を取り巻く社会情勢や、人材不足が益々深刻化している区内介護事業所の状況等を踏まえ、また、従業員の意欲向上と社会的評価の向上という事業目的に照らし、事業継続のために、実施内容・実施方法等の改善を図っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	介護保険制度の20周年に向け、節目の行事として、ふさわしい式典の企画検討を開始する。	記念すべき10回目の表彰式を迎え、節目の行事として例年よりも高い表彰式参加率になるとともに、従業員の意欲向上を図った。	介護事業者からの意見を踏まえ、今後の実施方法について適宜見直しを検討する。
②			
③			

他区の状況 (実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区)  
介護従業者に対する永年表彰を実施しているもの。(区政功労者等への表彰は含めていない)

議会(要旨)質問状

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-10	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	賦課・収納事務費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	久保田	内線	2441		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-03-01	賦課・収納事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	12年度	根拠	介護保険法 荒川区介護保険条例			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	荒川区の高齢者を支える介護保険事業の安定的運営のため、財政基盤を確立・維持する。						
対象者等	介護保険第1号被保険者…荒川区に被保険者資格を有する65歳以上の者（外国人を含む） 50,673人（令和2年5月末現在） （うち外国人被保険者 1,350人 住所地特例者 641人）						
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被保険者の資格取得及び喪失に関する事務</li> <li>2 被保険者証に関する事務</li> <li>3 介護保険料の賦課及び減免に関する事務             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険料納入通知書の送付</li> <li>(2) 災害等により、損害を受けた場合の減免及び低所得者（第2・3段階）を対象とした介護保険料（第1号被保険者）の減額に関する事務</li> </ol> </li> <li>4 介護保険料の徴収に関する事務</li> <li>5 介護保険料の滞納整理に関する事務</li> </ol>						
経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成12年 4月 介護保険法施行 ※国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 平成12年 4月～平成12年9月…全額免除、10月～平成13年9月…1/2減額、10月…全額納付開始</li> <li>2 平成14年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正（低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始）</li> <li>3 平成21年 4月 荒川区介護保険条例の改正（第4期介護保険料設定及び暫定賦課の見直し）</li> <li>4 平成27年 7月 荒川区介護保険条例の改正 ※国による軽減措置により第1段階の保険料が軽減</li> <li>5 令和元年 7月 荒川区介護保険条例の改正（低所得者を対象とした介護保険料の軽減の拡充）</li> <li>6 令和 2年 7月 荒川区介護保険条例の改正予定（低所得者を対象とした介護保険料の軽減の拡充）</li> </ol>						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 介護保険料賦課・徴収：当該年度住民税課税状況等の決定を受け、年間保険料を算定。納付書払の普通徴収若しくは年金天引きの特別徴収により徴収。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 収納率（現年分）（%）	97.94	98.42	98.55	98.55	98.55	
	② 収納率（うち普通徴収分）（%）	86.87	88.87	89.57	89.57	89.57	29～元年度は実績
③ 収納率（滞納繰越分）（%）	29.70	25.31	31.85	31.85	31.85	29～元年度は実績	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
重点的に推進	重点的に推進	今後、益々高齢社会となっていく状況において、高齢者を支える介護保険制度の基盤を強化し、介護保険事業の安定的な運営を図る根幹となる事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		28,929	29,031	29,341	28,914	29,292	29,946	33,058
決算額(2年度は見込み)		24,506	25,366	25,678	25,792	25,442	25,994	33,058
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
被保険者数/年度末		48,917	49,882	50,335	50,597	50,627	50,649	50,836
増加率(%)		2.6	1.9	1.0	0.5	0.05	0.04	0.03
保険料収納率 現年分(%)		97.3	97.5	97.7	97.9	98.4	98.5	98.5
保険料収納率 滞納繰越分(%)		19.2	21.6	22.8	29.7	25.3	31.8	31.8

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	事務嘱託員報酬	7,854	報酬	事務嘱託員報酬	7,434	報酬等	非常勤職員報酬(会計・非常勤)	8,735
共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,252	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,186	共済費	特別区非常勤職員公務災害負担金(非常勤)等	1,406
需用費	納入通知書印刷等	2,903	需用費	納入通知書印刷等	2,731	需用費	納入通知書印刷等	3,547
役務費	公金取扱手数料・郵送料	6,662	役務費	公金取扱手数料・郵送料	6,905	役務費	公金取扱手数料・郵送料	9,685
委託料	MT処理・OCR読取委託料等	6,658	委託料	MT処理・OCR読取委託料等	7,622	委託料	MT処理・OCR読取委託料等	9,329
負担金補助等	特別徴収の経由事務負担金	114	負担金補助等	特別徴収の経由事務負担金	116	負担金補助等	特別徴収の経由事務負担金	182
						旅費	特別旅費等	174

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	行政収入	勘定科目		30年度	元年度	差額
	給与関係費		59,665	56,387	▲ 3,278		地方税		0	0	0
物件費		16,223	17,258	1,035	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		126	128	2	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		6,136	4,975	▲ 1,161	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 82,150	▲ 78,748	3,402		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		82,150	78,748	▲ 3,402	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 82,150	▲ 78,748	3,402		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 82,150	▲ 78,748	3,402		

備考 行政費用の「物件費」は、介護保険料の賦課・収納に係る消耗品の購入、印刷物の作成、郵便料、業務委託の経費である。

問題点・課題 荒川区においては介護保険料の所得段階が第1段階に属する世帯が最も多く、低所得世帯の負担は大きい。生活状況等を踏まえ、納付が困難な方に対しては、納付相談を受けた上でより柔軟な対応をしていく必要がある。一方、再三の督促・催告をしても納付の意思が確認できない方、納付する財力があるにもかかわらず滞納していると考えられる方に対しては、財産調査を行い積極的に差押え処分を行っていかねばならない。その際は、介護保険事業運営における財政基盤整備のため、滞納者の財産額・滞納額等を考慮して、効率的な差押え処分を実施していく必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	適正な資格管理と保険料の賦課に繋がるよう、個人番号の情報連携を活用し、必要な情報を迅速に反映させていく。	情報連携を活用した所得一括照会実施に向け、関係各署との調整、システム構築や運用面での課題を解決してきた。	情報連携を活用した所得一括照会システムを構築し、迅速かつ正確な保険料賦課、及び業務の効率化を図っていく。
②	安定したシステムの稼働とともに資格・宛名管理等に支障をきたさず日常業務が円滑に遂行するために、随時データの点検を行う。	日々のシステム連携を入念に確認し、障害発生時はSEと連携し、迅速に解決した。定期的に報告を受け進捗確認や再発防止に努めた。	安定したシステムの稼働とともに資格・宛名管理等に支障をきたさず日常業務が円滑に遂行するために、随時データの点検を行う。
③	資格取得後の初期滞納者への個別対応の強化と、分割納付の履行状況の適切な管理を行う。	資格取得後の初期滞納者への個別対応の強化と、分割納付の履行状況の適切な管理を行った。	新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、初期滞納者への個別対応や分納納付の履行状況の適切な管理を行う。

他区の実況	(実施)		未実施		不明	
	22	区	0	区	0	区)

議会議事録(要旨) 平成21年二定 23区で一番高くなった第4期介護保険料基準額を減額するために、一般財源を投入することについて  
平成23年二定 介護保険料に対する軽減策を区として講じることについて  
平成24年二定 介護保険料値上げに対して必要な減額制度などを拡充することについて  
平成28年度9月会議 介護保険料滞納者に対する差押状況と納付相談について

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-11	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	要介護等認定事務	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤			
		担当者名	石井	内線	2433			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-04-01	認定事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	12年度	根拠	介護保険法 荒川区介護保険条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	保険給付（介護給付・予防給付）を受けるため、要介護・要支援認定を申請する被保険者に対して、適正かつ公平な要介護・要支援認定を行うことを目的とする。							
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）で要介護等認定を申請する者							
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険サービスを受けようとする被保険者は、保険者（荒川区）に要介護認定の申請を行う。</li> <li>2 認定調査員が、被保険者（自宅・病院・施設）を訪問し、身体状況・生活状況を調査する。</li> <li>3 主治医が、医学的な所見等に関する意見書を作成する。</li> <li>4 訪問調査結果及び主治医意見書に基づき、全国統一のコンピュータ・ソフトを用いて一次判定を行う。</li> <li>5 医療・保健・福祉の専門家で構成される「荒川区介護認定審査会」が審査し、最終的な要介護度の判定（二次判定）を行う。</li> <li>6 保険者は、審査会の判定に基づき認定し、結果を被保険者に通知する。</li> </ol>							
経過	<p>平成12年4月 介護保険制度開始（認定手続きは、平成11年度から開始）</p> <p>平成15年4月 認定調査の調査項目が85項目から79項目に変更</p> <p>平成16年4月 更新までの認定有効期間を最長24ヵ月間に延長（要介護者のみ）</p> <p>平成18年4月 旧要介護1を要支援2と要介護1に細分化し、調査項目を79項目から82項目に変更 新規申請の訪問調査を原則直営化</p> <p>平成21年4月 介護認定一次判定ソフトを変更し、調査項目を82項目から74項目に変更</p> <p>平成23年4月 変更、更新申請の一部（要支援⇔要介護）に係る認定の有効期間を最長12ヵ月間に延長</p> <p>平成24年4月 新規申請に係る認定の有効期間を最長12ヶ月間に延長</p> <p>平成26年4月 要介護認定に係る事務の一部を委託化</p> <p>平成27年4月 更新申請に係る要支援者の認定の有効期間を最長24ヶ月に延長</p> <p>平成30年4月 更新申請に係る認定の有効期間を最長36ヶ月に延長</p>							
必要性	介護保険法に基づく必須の事業							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） ・新規・変更申請の訪問調査は原則区職員が実施し、更新申請は民間の居宅介護支援事業者等に委託 ・要介護認定事務の一部（申請受付、入力作業等）を民間事業者へ委託							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	申請から認定までの日数（平均）	34.3	35.9	36.1	35.0	30	介護保険法第27条第11項
	②	調査員新任研修受講者数（人）	23	25	30	20	100	
③	調査員現任研修受講者数（人）	190	145	86	97	300		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
推進	推進	法に基づき区が直接実施することを原則とし、サービスを利用する上で必要な事務事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		155,931	155,286	143,098	151,043	158,020	168,991	171,682
決算額(2年度は見込み)		146,967	143,188	133,580	144,569	143,573	147,946	171,682
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
申請件数		9,311	9,306	8,187	9,480	8,709	9,096	9,520
訪問調査件数		9,300	9,202	8,116	9,245	8,602	8,963	9,520
審査件数		9,204	9,032	7,917	9,096	8,534	8,838	9,520

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	介護認定審査会委員・認定調査員	52,553	報酬	介護認定審査会委員・認定調査員	52,292	報酬等	介護認定審査会委員・認定調査員	60,806
共済費	公務災害補償費負担等	5,067	共済費	公務災害補償費負担等	4,717	共済費	公務災害補償費負担等	6,450
報酬費	審査会委員連絡会謝礼等	510	報酬費	審査会委員連絡会謝礼等	30	報酬費	審査会委員連絡会謝礼等	780
旅費	認定調査員旅費	468	旅費	認定調査員旅費	254	旅費	認定調査員旅費	2,184
需用費	認定事務用消耗品等	663	需用費	認定事務用消耗品等	280	需用費	認定事務用消耗品等	762
役務費	主治医意見書作成料・郵便料	45,405	役務費	主治医意見書作成料・郵便料	47,032	役務費	主治医意見書作成料・郵便料	50,900
委託料	認定調査委託料等	41,235	委託料	認定調査委託料等	43,244	委託料	認定調査委託料等	49,657

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	120,436	118,827	▲ 1,609	地方税	0	0	0
	物件費	87,537	90,808	3,271	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	518	214	▲ 304	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	146	156	10
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	146	156	10
	賞与・退職給与引当金繰入額	7,877	6,445	▲ 1,432	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 216,222	▲ 216,138	84
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	216,368	216,294	▲ 74	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 216,222	▲ 216,138	84
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 216,222	▲ 216,138	84	

備考 ○給与関係費は、主に認定審査会委員および介護保険課専門嘱託員(認定調査員)の報酬が占めている。物件費は、主に役務費の主治医意見書作成料、委託料の要介護認定に係る受付等業務委託・認定調査委託料で構成されており、申請件数に応じて経費が変動する要素が強い。

問題点・課題 ○要介護認定は、全国一律の基準に基づき公正かつ確に行われることが重要であり、認定調査員によって、あるいは認定審査会(合議体)によって、判断が異なるよう、適正な要介護認定が求められている。また、申請日から30日以内に結果を通知する必要があるが、平成31年度は平均36.7日となっている。高齢者人口の増加とともに要介護認定申請者数の増加も見込まれる中、要介護認定事務を効率的に行うために、平成26年度から要介護認定事務の一部(申請受付、システムへの入力作業等)を委託し、事務執行体制の変更を行ったが、さらに事務の改善を行い、結果をお知らせするまでの期間の短縮を図る必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	認定調査員の資質向上を図るための取り組みを引き続き推進し、調査票の記載内容の充実と早期の提出に努める。	調査項目の定義を解説した定期刊行物の新規発行(計15回)や新規・現任研修等を開催を通して、調査票の記載内容の充実が図られた。	調査員から寄せられる質問や相談に迅速に応え、調査票提出までの日数短縮化、記載内容の客観性を確保できるよう指導していく。
②	公正かつ的確な審査判定が行われるように合議体による判定結果のバラつきをなくす平準化の取り組みを継続して行う。	審査結果の現状分析を行い、統計データを作成し毎月情報共有している。共通事例を全部会で審査し、傾向を把握し、適正化に努めた。	公正かつ適正な審査判定が行われるよう介護の手間を慎重に議論し、各合議体間の判定結果のバラつきをなくす取組みを推進する。
③	公正かつ的確な審査判定が行われるように研修を受講するなど審査会事務局を担う職員のさらなるレベルアップを図る。	eラーニング・各種研修を受講し、職員の能力向上に取り組む、各部会の審査会委員から提示された疑義にも適切に回答できた。	要介護認定の平準化に向けて職員の継続的なレベルアップを図り、審査会委員に審査判定基準が共有されるよう積極的に関与する。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)	平成21年2定 要介護認定方法の見直しについて		

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-12	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	介護保険システム運用管理費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	大塚	内線	2431		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-06-01	介護保険システム運用管理費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	12年度	根拠				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護保険システムの管理運営・保守等を行うことにより、受給者台帳管理、要支援・要介護者認定事務等を円滑に行う。						
対象者等	民間事業者（システム開発業者）						
内容	<p>○介護保険システム管理運営費：介護保険システムの導入・運用・保守等に係る経費。                      平成18～22年度 債務負担による5年間の分割支払。                      ※平成23年度 単年度での現行システム再リース                      平成24年度～システム更改、債務負担による5年間（平成24～28年度）の分割支払。                      平成26年度 消費税額変更に伴う契約金額の変更。                      平成29年度～システム更改、債務負担による5年間の分割支払。                      令和元年度 消費税額変更に伴う契約金額の変更。</p> <p>○介護保険システム改修費：法改正等により必要になるシステム変更経費</p> <p>○介護保険システムに係る庁内電子計算機運用管理費負担分：庁内の電子計算機運用管理費等を負担する情報システム課に、ホストコンピュータの介護保険システムに係る相当分を、運用等経費の負担分として、介護会計から一般会計に繰出し処理を行う。（28年度以降、記載除外）</p>						
経過	平成12年 介護保険システム導入 平成18年 介護保険システム更改 ※平成18年より管理運営費・改修費に係る経費については、業務主管課で予算計上。 平成24年 介護保険システム更改 平成29年 介護保険システム更改						
必要性	介護保険運営にかかわる膨大な情報を管理運営していくためには、システム化が必要である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 管理運営・保守等を委託（委託費用は上記「内容」のとおり）。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	継続	事業実施上必要不可欠な手段であることから、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
予算額	93,215	120,797	104,474	61,615	68,093	60,103	61,432	
決算額(2年度は見込み)	74,599	93,232	43,236	61,519	64,221	57,168	61,432	
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	介護保険システム負担分(千円)	9,637	9,239	-	-	-	-	-
	介護保険システム管理運営費(千円)	64,962	83,993	43,236	61,519	64,221	57,168	61,432

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	トナーカートリッジ等	1,070	需用費	トナーカートリッジ等	678	報酬	システムプロポーザル委員報酬	60
委託料	システム管理運営委託等	63,150	委託料	システム管理運営委託等	56,490	需用費	トナーカートリッジ等	1,367
						委託料	システム管理運営委託等	60,005

行政コスト計算書	勘定科目	30年度	元年度	差額	勘定科目	30年度	元年度	差額
	給与関係費	5,858	3,582	▲ 2,276	地方税	0	0	0
	物件費	64,221	57,168	▲ 7,053	国庫支出金	4,190	5,502	1,312
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	1,130	1,130	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,190	5,502	1,312
	賞与・退職給与引当金繰入額	711	373	▲ 338	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 67,730	▲ 56,751	10,979
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	71,920	62,253	▲ 9,667	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 67,730	▲ 56,751	10,979
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 67,730	▲ 56,751	10,979

備考 行政費用の「物件費」は、概ねシステム管理運営及びシステム改修業務の委託経費。「減価償却費」は、システムサーバに対するもの。

問題点・課題 ○平成29年4月から現・介護保険システムが稼働。システムの機能や特徴を活かした業務運営を行いながら、検証・調整等の問題点克服のための改修等を実施し、制度・システムの安定運営を行う。  
○法改正等のシステム改修を随時対応し、より安全で安定的な業務運用を目指す必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	消費税増税等に対応しつつ、引き続き安定的な運用を目指す。	必要に応じたシステム改修に対応し、安定的な業務運用に努めた。	システム改修や、令和3年度のシステム更改に向けた準備等に取り組んでいく。
②			
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

同システムの導入は7区。(品川区・目黒区・大田区・渋谷区・豊島区・北区・荒川区/R2現在)

議会議事録(要旨)



# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-13	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	事業者支援・指導事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	寺澤・鈴木	内線	2439		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-01	介護給付費等費用適正化事業費					
	01-01-02	介護人材育成事業費					
	01-07-01	事業者支援事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 18 年度	根拠	介護保険法・荒川区介護保険サービス事業等指				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	導及び監査実施要綱				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護サービス事業者に必要な情報の提供、知識の付与、技術的助言・指導を行うことで、事業者が、介護保険法に定める運営基準等を遵守し、要介護者等の尊厳の保持と自立した日常生活の実現に必要なサービス基盤を構築することを目的とする。また、介護サービス事業者に対し、労務・税務・会計等の専門性の高い分野の集団指導を行うことにより、介護サービス事業所の適切な事業所運営を促す。						
対象者等	介護サービス事業所、被保険者、利用者及びその家族						
内容	【事業者支援】						
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者連絡会：事業者向けに情報の提供や施策の説明を実施</li> <li>2 事業所訪問相談：サービス事業所からの依頼に基づき訪問相談を実施</li> <li>3 荒川区・事業者区民向け研修：介護保険サービス事業所に対し年間を通じた体系的な研修を実施</li> <li>4 その他情報提供：介護事業者情報提供システム等による情報提供を実施</li> </ol>						
内容	【事業者指導】						
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実地指導：介護保険サービス事業所に対し、運営基準の遵守・ケアマネジメントの実施状況・報酬請求の適否等に関して指導を実施</li> <li>2 ケアプラン点検：対象の介護支援専門員を選出し、ケアプランの点検を実施（平成24年度～）</li> <li>3 集団指導：介護報酬改定に係る変更点についての指導を実施</li> </ol>						
経過	平成16年度	給付適正化対応非常勤職員を配置					
	平成18年度	実地指導等を本格実施					
	平成19年度	荒川区介護給付適正化計画を作成					
	平成20年度	事業者連絡会等適正化事業を開始、訪問介護・住宅改修・福祉用具パンフレット作成					
	平成23年度	第4期高齢者プランに「介護給付適正化の推進」を明記					
	平成24年度	介護事業者情報提供システムによる情報提供（20年10月運用開始）					
	令和元年度	事務受託法人（東京都福祉保健財団）へ実地指導の業務を一部委託					
必要性	要介護者の増加などに伴い介護サービス量の一層の増加が見込まれる中、制度の安定的な運営を確保するためには、各保険者等における介護費用や介護サービスの適正化に向けた取組が不可欠である。						
	（ 二部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）						
実施方法	・事務受託法人（東京都福祉保健財団）へ実地指導の業務を一部委託						
	・介護保険事業者情報提供システム運用等業務委託を実施						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 連絡会・適正化研修会(回)	22	27	20	19	27	
	② 実地指導件数	41	38	13	30	50	
③ 実地指導及びケアプラン点検事業におけるケアプラン点検件数	22	23	35	30	50		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
重点的に推進	重点的に推進	介護保険サービスの適正化及び基盤整備を図る上で非常に重要な事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額	19,968	19,167	22,885	19,120	20,467	21,957	26,333
決算額 (2年度は見込み)	16,354	17,394	17,057	17,752	18,818	19,599	26,333
実績の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事業所連合会・適正化研修会(回)	17	27	22	22	27	23	19
参加事業者数(事業所)	931	1,286	1,120	1,060	1,332	1050	1100
主任介護支援専門員連合会主催研修(回)			5	4	2	2	3

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	非常勤職員報酬(4名)	9,695	報酬	非常勤職員報酬(4名)	10,724	報酬等	非常勤職員報酬等(4名)	13,466
共済費	非常勤職員報酬共済費等	1,630	共済費	非常勤職員報酬共済費等	1,579	共済費	非常勤職員報酬共済費等	2,056
報償費	適正化研修講師謝礼等	85	報償費	適正化研修講師謝礼等	221	報償費	適正化研修講師謝礼等	221
郵便料	郵便料	885	郵便料	郵便料	1,002	郵便料	郵便料	1,174
委託料	システム運用等	2,203	委託料	システム運用等	3,561	委託料	システム運用等	3,168
委託料	実地指導(財団)	648	委託料	実地指導(財団)等	770	委託料	実地指導(財団)等	2,304
委託料	事業者研修	2,304	委託料	事業者研修	2,942	委託料	事業者研修	2,572

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	36,036	41,778	5,742	地方税	0	0	0
	物件費	6,701	8,498	1,797	国庫支出金	2,150	2,339	189
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,174	2,949	775
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	132	173	41	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	848	1,018	170
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	5,172	6,306	1,134
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,918	3,212	294	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 40,615	▲ 47,355	▲ 6,740
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	45,787	53,661	7,874	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 40,615	▲ 47,355	▲ 6,740
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 40,615	▲ 47,355	▲ 6,740

備考

行政費用の「物件費」は研修、システム運用等の委託費(機能追加のための改修により経費増)非常勤職員が事業者支援専門嘱託員として単価が上がったことによる給与関係費の増

問題点・課題

○実地指導や監査においては、指導員(専門嘱託員)の知識の平準化を図り、指摘事項が指導員によって偏らないための取組が必要である。  
 ○苦情や事業所での事故発生等により、その対応に時間や人員を要するため、本来実施すべき実地指導やケアプラン点検業務に影響が生じ、計画した実施回数に至っていない(定期的に実施すべきものの間隔があいてしまう等)。  
 ○区内主任ケアマネジャーの活用等により、ケアマネジャーの更なる資質向上を図っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	自己点検の仕組みを刷新し、事業者にとって確認しやすい環境を整える。	国の指針に基づき、サービス種別ごとに指導検査項目の削減に取り組んだ。	感染症対策を視野に入れた非接触型の検査体制等、実地指導の実施方法を検討する。
②	引き続き主任ケアマネジャーによるケアプラン点検を実施し、サービスの適正化を図る。	主任ケアマネジャーによるケアプラン点検を実施し、点検者、被点検者相互の気づきを促すとともに、サービスの適正化を図った。	引き続き主任ケアマネジャーによるケアプラン点検を実施し、点検者・被点検者の資質を高め、サービスの適正化を図る。
③	新たに求人情報検索システムを導入し、事業者の人材確保を支援する。	求人情報検索システムを導入したことの周知を徹底し、人材確保の支援を図った。	他の求人サイトに比べて認知度が低いため、求人情報検索システムの活用推進につながる方法を検討する。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	うち、指定市町村事務受託法人に事務委託している区：10区

議会(要旨)質問状	平成17年三定	適正化の事業内容、実績について
	平成18年三定	要支援及び要介護1の認定者に対する福祉用具貸与について
	平成19年二定	介護サービス事業者との連携強化について、コムスン問題に対する対応策について

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-14	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	介護保険事業計画策定事業費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	菅野	内線	2431		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-08-01	介護保険事業計画策定事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	10 年度	根拠	介護保険法第117条			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護保険事業の円滑な執行を図るため、介護保険法に基づき3年を1期とする介護保険事業計画を策定する。						
対象者等	65歳以上の高齢者、介護サービス事業者等						
内容	<p>介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。</p> <p>介護保険事業計画では、事業計画期間における要介護等認定者数の推計やサービス利用意向等に基づいて、給付と負担のバランスを考慮し、3年度間の事業展開を定め、65歳以上の第1号被保険者保険料の算定を行う。</p> <p>平成30年度から令和2年度は第7期介護保険事業計画期間となり、最終年度となる令和2年度は、令和3年度から実施となる第8期介護保険事業計画を策定する。</p> <p>令和元年度は、第8期介護保険事業計画の策定にあたって介護保険制度等に対するニーズを確認するため、区民及び介護サービス事業者に対して実態調査を実施した。</p>						
経過	平成 5年5月	荒川区地域福祉計画（8ヵ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく）					
	平成12年3月	荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5ヵ年計画（～16年度）					
	平成14年3月	第2期荒川区高齢者プラン策定	5ヵ年計画（H15～H19年度）				
	平成18年3月	第3期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H18～H20年度）				
	平成21年3月	第4期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H21～H23年度）				
	平成24年3月	第5期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H24～H26年度）				
	平成27年3月	第6期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H27～H29年度）				
	平成30年3月	第7期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H30～H32年度）				
	令和3年3月	第8期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（R3～R5年度）【予定】				
必要性	介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） プランの策定は、区直営で行っているが、策定の支援、一般高齢者・要介護高齢者等の生活状況調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は委託している。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
推進	推進	区の介護保険制度運営の根幹となる介護保険事業計画を策定する事業のため、推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		5,534	0	12,483	3,240	—	13,423	6,133
決算額 (2年度は見込み)		5,530	0	12,352	2,997	—	8,627	6,133
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
			報酬費	評価委員報酬	0	委託料	計画策定支援	6,133
			需用費	評価委員食糧費	0			
			委託料	調査業務委託	8,234			
			郵便料	高齢者プラン策定アンケート調査	393			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	勘定科目		30年度	元年度	差額
	行政費用	給与関係費		413	3,663	3,250	地方税		0	0
物件費			0	8,627	8,627	国庫支出金		0	0	0
維持補修費			0	0	0	都支出金		0	0	0
扶助費			0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0
補助費等			0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0
減価償却費			0	0	0	その他		0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額			50	381	331	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 463	▲ 12,671	▲ 12,208
その他行政費用			0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0
行政費用合計(b)			463	12,671	12,208	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 463	▲ 12,671	▲ 12,208
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 463	▲ 12,671	▲ 12,208	

備考

行政費用の「物件費」は第8期計画策定に係る委託経費及び役務費の増。介護保険事業計画の策定を3年毎に行うことから、それに合わせて事業費予算・決算額が変動する。

問題点・課題

○国の示す指針との調和を図りつつ、従来から本区が積極的に取り組んできた健康づくり諸事業を踏まえ、本区の独自性を活かした計画を策定する。  
○策定した計画に基づき、着実に進捗管理、介護サービスの基盤整備・拡充等を進めていく必要がある。  
○第7期介護保険事業計画の実績及び第8期に向けた実態調査結果を分析し、介護保険事業計画の策定に活用する。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	次期介護保険事業計画の策定に向けて、区民・介護サービス事業者の実態やニーズ等を把握するための調査を実施する。	実態調査の実施にあたり設問を整理して調査票をスリム化し、調査対象者の負担軽減と報告書の内容の充実を図った。	調査分析結果から高齢者の実態やニーズを的確に把握し、計画策定に活用していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)質問状	平成20年二定 高齢者実態調査について 平成22年二定 高齢者実態調査について 平成29年9月会議 第7期荒川区高齢者プラン策定のためのアンケート調査について 令和元年2月会議 実態調査について
-----------	--

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-15	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	介護保険制度の趣旨の普及	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤			
		担当者名	大塚	内線	2431			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-01	趣旨普及費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	12年度	根拠					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和3年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	介護保険制度の仕組み、サービス内容、諸手続き等を広く被保険者、区民及び事業者等に周知することにより、介護保険制度の適正な利用を促すことを目的とする。							
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～65歳の医療保険加入者）、その他区民、事業者等							
内容	1 介護保険周知用小冊子・パンフレットの作成 2 荒川区ホームページの更新 3 事業者説明会・区民説明会等の開催 4 介護給付Q&Aの作成・改訂 5 介護保険の出前教室							
経過	【平成28年度】区民説明会開催（4回・199人）事業者説明会（8回・481人）、区報特集号11/11号・介護の日特集号、中学生向け小冊子作成、介護保険周知用パンフレットの作成、介護保険周知用小冊子作成、介護保険出前教室開催 【平成29年度】区民説明会開催（4回・71人）事業者説明会（4回・280人）、区報11/11号、介護保険周知用パンフレットの作成、介護保険周知用小冊子作成 【平成30年度】区民説明会開催（2回・63人）、事業者説明会（2回・218人）、区報Jr. 11/7号、区報11/11号、介護保険周知用パンフレットの作成、介護保険周知用小冊子作成 【令和元年度】区民説明会開催（1回・30人）、事業者説明会（2回・107人）、介護保険周知用パンフレットの作成、介護保険周知用小冊子作成							
必要性	被保険者、区民の介護保険制度に関する理解・認識を深め、適正な制度利用を促すために必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	区民説明会・事業者説明会等参加者数(人)	351	281	137	350	650	24年度、27年度、30年度制度改正
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
推進	改善・見直し	本事業については、普及啓発の効果測定を含めた事業の見直し、改善を行っていく。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		3,951	2,367	2,276	3,658	1,540	2,025	805
決算額(2年度は見込み)		1,202	901	1,334	1,227	394	595	805
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	周知用冊子	394	需用費	周知用冊子	595	需用費	周知用冊子	795
役務費	郵便料	0	役務費	郵便料	0	役務費	郵便料	10

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額	30年度		元年度	差額		
行政費用	給与関係費	413	2,035	1,622	地方税	0	0	0	
	物件費	394	595	201	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	50	212	162	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 857	▲ 2,842	▲ 1,985	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	857	2,842	1,985	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 857	▲ 2,842	▲ 1,985	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 857	▲ 2,842	▲ 1,985		

備考 行政費用の「物件費」は、趣旨普及冊子の作成経費

問題点・課題 ○3年ごとに見直される介護保険制度のサービスや手続き等について、区民や事業者に分かりやすく周知する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	必要部分を改定し、分かりやすい区報・冊子等を作成する。	制度改正の内容等が伝わりやすい冊子を作成することができた。	必要な部分を改定し、区民や事業所に対してより分かりやすい冊子等を作成する。
②	制度理解のため役立つ説明会を実施していく。	制度理解のため必要に応じた説明会を実施した。	介護保険制度理解に役立つ説明会を引き続き行っていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	・区民説明会やパンフレット等による趣旨普及等の実施：22区

況(要旨) 議会質問状 平成21年一定 若い世代にも制度の趣旨を理解してもらうことの必要性について

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-16	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	介護保険運営協議会の運営	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤			
		担当者名	大塚	内線	2431			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-01	運営協議会費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	12 年度	根拠	荒川区介護保険運営委員会設置要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	介護保険事業計画に関する事項および介護保険事業の運営に関する重要な事項について、被保険者、地域密着型サービス及び地域包括支援センター等の関係者の意見を取り入れる。							
対象者等	委員構成：20名以内（学識経験者（2名）、地域医療関係者（4名）、福祉関係者（4名）、被保険者代表（5名）、費用負担関係者（1名）、区議会議員（2名）、区職員（1名））							
内容	<p>○介護保険事業の運営に関し、介護保険事業計画の進行管理や改定等について、区長に意見や助言等を述べる「荒川区介護保険運営協議会」を設置し、運営する。</p> <p>○年2～5回開催する。期日については、適切な日程を設定し、実りある論議のため十分な情報提供や論点の整理を行う。</p> <p>○主な審議内容(要綱)</p> <p>(1) 荒川区介護保険事業計画の進行管理に関すること</p> <p>(2) 荒川区介護保険事業計画の改定に関すること</p> <p>(3) 地域包括支援センターに関すること</p> <p>(4) 地域密着型サービスに関すること</p> <p>(5) その他介護保険事業の運営に関すること</p>							
経過	<p>平成21年度 3回開催</p> <p>平成22年度 3回開催</p> <p>平成23年度 5回開催</p> <p>平成24年度 4回開催</p> <p>平成25年度 3回開催</p> <p>平成26年度 5回開催</p> <p>平成27年度 3回開催</p> <p>平成28年度 4回開催</p> <p>平成29年度 5回開催</p> <p>平成30年度 3回実施</p> <p>令和元年度 1回開催</p>							
必要性	国の指針により、介護保険事業計画の策定や地域包括支援センター、地域密着型サービスの運営等については、学識経験者、保険医療関係者、被保険者代表、費用負担関係者等の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事とされており、本協議会の設置は不可欠である。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>介護保険事業計画の計画期間ごとに組織し、委員の任期は、計画期間の末日までとする。</p>							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	開催回数	5	3	1	5	4	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度	3年度							
推進	推進	国の指針に基づき設置するものであり、制度の適正な運用を行う上で必要な事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		852	668	713	1,114	1,005	1,129	1,512
決算額(2年度は見込み)		644	414	614	716	550	229	1,512
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
運営協議会開催回数(回)		5	3	4	5	3	1	5
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	運営協議会委員謝礼	469	報償費	運営協議会委員謝礼	147	報償費	運営協議会委員謝礼	1,125
需用費	運営協議会賄	5	需用費	運営協議会賄	2	需用費	運営協議会賄	15
役務費	運営協議会費会議録	75	役務費	運営協議会費会議録	72	役務費	運営協議会費会議録	325
使用料	運営協議会会場使用料	9	使用料	運営協議会会場使用料	7	使用料	運営協議会会場使用料	47

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	2,475	1,221	▲ 1,254	地方税	0	0	0
	物件費	87	82	▲ 5	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	463	147	▲ 316	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	300	127	▲ 173	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,325	▲ 1,577	1,748
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	3,325	1,577	▲ 1,748	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,325	▲ 1,577	1,748
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,325	▲ 1,577	1,748

備考

行政費用の「補助費等」は、協議会実施分(H30は3回、R01は1回)の委員謝礼の経費。「物件費」は、協議会の飲料費と会議録作成経費。

問題点・課題

○介護保険法改正に伴い平成18年度から地域密着型サービス運営を兼ねることとなっているが、介護保険運営協議会の役割が過重となっている。  
○介護保険制度改正の都度、制度が大幅に変更されることに伴い、介護保険運営協議会で取り扱う内容が広範囲となり複雑化している。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	第7期計画の進捗管理とともに第8期計画の策定に向けた議論を進める目的のもと、引続き適切な協議会運営を行っていく。	8期介護保険事業計画策定に向けた情報提供と区との取組について説明した。	元年度に分析した内容を基に、協議会での議論を深め、その結果を第8期介護保険事業計画策定に反映させていく。
②			
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

他区の実況  
議会議問状  
(要旨)



事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-17		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	在宅介護・施設介護サービス費		部課名	福祉部介護保険課		課長名	後藤	
			担当者名	菅野		内線	2431	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-01	施設介護サービス等給付費						
	01-01-01	居宅介護サービス等給付費						
	01-01-01	介護支援サービス等給付費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和	<input checked="" type="radio"/> 平成	<input type="radio"/> 令和	12年度	根拠	介護保険法		
終期設定	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	要介護者等が介護保険サービスを受けた場合、それらに係る介護サービス等給付費を支給することにより、要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。							
対象者等	要介護・要支援認定者（施設介護サービスは要介護者のみ） 居宅介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設 東京都国民健康保険団体連合会							
内容	1 給付の種類（介護保険法第40条、第52条のとおり） [主な種類]訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、短期入所生活介護、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、地域密着型サービス 2 給付の流れ ①要介護等認定者が事業者（施設）と契約を締結する ②ケアプランに基づき事業者等がサービスを提供③利用者は介護サービス費の1割～3割分（※）を事業者等に支払う（ケアプランの作成は自己負担なし）④事業者等は残りの9割～7割分（ケアプラン作成は10割分）を東京都国民健康保険団体連合会に請求⑤東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に支払う額を審査し、区に請求⑥区は東京都国民健康保険団体連合会に請求額を支払う⑦東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に請求額を支払う ※前年の所得状況等により利用者の負担割合が異なる							
経過	平成18年4月	介護予防サービスの新設、地域密着型サービスの新設						
	平成27年4月	介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が地域支援事業に移行						
	平成27年8月	介護保険負担割合制度の開始（前年の所得状況等により介護サービス利用時の自己負担割合が1割または2割となる）						
	平成28年4月	地域密着型通所介護の開始（利用定員数19人未満の通所介護事業所が提供する通所介護サービスが地域密着型サービスとなる。）						
	平成30年4月	施設サービスに「介護医療院」が追加						
	平成30年8月	介護保険負担割合制度の変更（前年の所得状況等により介護サービス利用時の自己負担が1割～3割となる）						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 支払業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託して実施。 （審査件数1件あたり@61.11円）							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	要介護認定者の出現率(%)	18.3	18.4	18.5	18.6	21.9	1号認定者数/65歳以上人口(3月末実績)
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
推進		推進		利用者の保険給付及び事業者の報酬請求に係る事業であり、介護保険事業の安定的な運営を図る根幹となる事業であるため、推進する。				

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		14,690,551	13,491,922	14,014,086	14,733,242	14,169,048	14,871,752	15,846,600
決算額(2年度は見込み)		12,971,629	12,879,295	12,924,614	13,433,203	13,784,532	14,227,646	15,846,600
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
65歳以上人口(第1号被保険者数)(人)		48,917	49,882	50,335	50,597	50,627	50,840	50,834
要支援・要介護認定者数(人)		8,673	8,877	9,206	9,396	9,465	9,811	10,034
介護保険料(基準月額：円)		5,792	5,662	5,662	5,662	5,980	5,980	5,980
審査支払件数(件)		237,210	227,088	232,291	240,659	248,604	248,633	249,697

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	居宅介護サービス	8,847,481	負担金補助等	居宅介護サービス	9,231,030	負担金補助等	居宅介護サービス	10,548,705
	うち、地域密着型サービス	1,823,868		うち、地域密着型サービス	1,932,710		うち、地域密着型サービス	2,564,809
負担金補助等	介護支援サービス	731,184	負担金補助等	介護支援サービス	736,198	負担金補助等	介護支援サービス	759,346
負担金補助等	施設介護サービス	4,190,951	負担金補助等	施設介護サービス	4,227,346	負担金補助等	施設介護サービス	4,523,290
委託料	審査支払手数料	14,916	委託料	審査支払手数料	15,469	委託料	審査支払手数料	15,259

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額	30年度		元年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,238	2,849	1,611	地方税	3,621,981	3,537,758	▲ 84,223	
	物件費	14,916	15,666	750	国庫支出金	3,562,176	3,690,216	128,040	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,145,940	2,220,994	75,054	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	13,769,615	14,211,980	442,365	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	5,892,292	6,116,393	224,101	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	30,348	21,788	▲ 8,560	行政収入合計(a)	15,222,389	15,565,361	342,972	
	賞与・退職給与引当金繰入額	150	297	147	行政収支差額(a)-(b)=(c)	1,406,122	1,312,781	▲ 93,341	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	13,816,267	14,252,580	436,313	通常収支差額(c)+(d)=(e)	1,406,122	1,312,781	▲ 93,341	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	1,406,122	1,312,781	▲ 93,341	

備考 行政費用の「補助費等」は居宅及び施設介護サービスの給付費とケアプラン作成の経費、「物件費」は国保連合会への審査支払事務の委託料である。行政収入は、全ての介護給付費に対する介護保険第一号被保険者保険料及び国・都・区・社会保険診療報酬支払基金の負担金の歳入額である。

問題点・課題  
 ○要介護等認定者数増加等に伴い、介護給付にかかる費用が年々増加している。  
 ○安定的な事業運営のため、実績値・計画値における適切な進行管理が必要である。  
 ○第7期介護保険事業計画の実績及び第8期に向けた実態調査結果を分析し、介護保険事業計画の策定に活用する。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	給付実績等を適切に管理し、様々な分析を通して着実に給付費の管理を行う。	実績の推移に注視しつつ給付費の管理に努めた。	新型コロナウイルスの影響を含め、給付実績等を適切に管理し、様々な分析を通して着実に給付費の管理を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨) 平成18年三定 軽度者への福祉用具貸与の見直しについて/施設入所者への負担軽減策について  
 平成20年四定 同居家族がいる場合の訪問介護サービスについて  
 平成22年二定 ショートステイの飛躍的充実について  
 平成26年度2月会議 第6期介護保険事業計画の策定について/介護保険制度改正について  
 平成29年度9月会議 第7期介護保険事業計画のアンケート調査について

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-18	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	福祉用具購入費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	大熊	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-01	福祉用具購入費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	12 年度	根拠	介護保険法第44・52・56条			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	居宅の要介護等認定者が、入浴又は排泄の用に供する福祉用具その他厚生労働大臣が定める「特定福祉用具」を購入した場合、それらに係る福祉用具購入費を支出し、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	要介護等認定者 福祉用具給付券取扱事業者						
内容	1 対象となる福祉用具：腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具 2 限度額：毎年度10万円を限度額とし、利用者はその1～3割（※前年の所得状況による）を支払う。 3 給付の流れ (1) 給付券方式 ①利用者は福祉用具購入前に区に給付券を申請 ②区は利用者に給付券を発行 ③利用者は福祉用具給付券取扱登録事業者に給付券を提示し利用者負担額を支払い、福祉用具を購入 ④福祉用具給付券取扱登録事業者は区に保険給付額を請求 ⑤区は福祉用具給付券取扱登録事業者に請求額を支払う (2) 償還払い方式 ①利用者は福祉用具購入後に区に申請 ②区は申請に基づき利用者に保険給付額を支払う						
経過	平成18年4月 福祉用具販売事業者指定制度導入（福祉用具販売を行うにあたり都道府県の指定が必要となる） 平成18年4月 移動用リフトの吊り具を購入できる対象者が要介護2以上となる（移動用リフト本体の貸与の対象者が要介護2以上であることが要件になったことに伴う） 平成24年4月 特殊尿器（自動排せつ処理装置を含む）が購入の対象から外れ、自動排せつ処理装置の交換部品が対象となる。※自動排せつ処理装置は福祉用具貸与の対象となる。						
必要性	介護保険法により必須の事業						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 給付券方式の申請書受理件数比率(%)	74.7	73.6	79.2	79.2	81.5	給付券方式の申請書受理件数/年間福祉用具支給申請受理件数
	② 給付券払（件数）	595	545	543	543	559	
③ 償還払（件数）	202	195	143	143	188		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度		3年度					
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものであるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		26,697	19,988	21,434	24,461	24,721	26,425	28,500
決算額(2年度は見込み)		19,352	19,854	20,737	22,786	20,192	19,331	28,500
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	腰掛便座(件)	252	240	248	254	237	183	225
	特殊尿器(件)	2	4	1	1	2	2	2
	入浴補助用具(件)	562	566	592	654	608	608	623
	簡易浴槽(件)	0	0	0	0	2	0	1
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助金	福祉用具購入費	20,192	負担金補助金	福祉用具購入費	19,331	負担金補助金	福祉用具購入費	28,500

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	0	3,175	3,175	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	20,192	19,331	▲ 861	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	331	331	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 20,192	▲ 22,837	▲ 2,645
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	20,192	22,837	2,645	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 20,192	▲ 22,837	▲ 2,645
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 20,192	▲ 22,837	▲ 2,645	

備考 行政費用の「補助費等」は、福祉用具購入に係る介護給付支給額

問題点・課題 ○給付対象になるかどうかは、保険者の判断に委ねられている部分が多い。過去の事例の整理等を行うなどして判断基準の均一化・明確化を図っていく必要がある。また用具を必要とする利用者が適切に速やかな購入ができるよう、購入手続きに関する周知を図っていく。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	より多くの事例に基づいた判断基準を明確化し、申請者へ周知を進めていく。	事例の整理に努め、判断基準を明確にすることにより、給付の対象になるか均一・明確に回答できるよう努めた。	引き続き、均一・確実に給付事務が進むように努める。事業所等からの請求漏れについて、定期的に確認を行い事業者へ請求を促す。
②			
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議会議事録(要旨)

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	住宅改修費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤			
		担当者名	小林	内線	2432			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-01	住宅改修費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	12年度	根拠法令等	介護保険法第45条、第57条				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	居宅の要介護者が、介護保険制度における住宅改修を行う際に保険給付をすることにより、要介護者の日常生活の負担軽減を図ることを目的とする。							
対象者等	要介護等認定者 住宅改修給付兼取扱事業者							
内容	利用者の生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円までの住宅改修費を支給する。 ・対象となる工事：手摺の取付、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更、引き戸等への扉の取替え、和式から洋式への便器の取替え、及びこれらの工事に付帯して必要な工事。 ・申請の流れ：必ず事前の申請が必要。（給付券方式・償還払い方式）必要書類を区に提出し、区で内容の審査、決定（1週間～10日）、本人に結果を通知し工事の実施。工事完了後は区に必要書類を提出し、本人または事業所に請求額を支払う。							
経過	平成13年4月 給付券方式による受領委任払いの取扱いを開始 平成18年4月 償還払い方式事前申請制度開始 平成21年4月 給付券取扱事業者登録を区外事業者も認め、事業計画ごとの更新制とする。							
必要性	介護保険法の規定により必須の事業							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 支払方法（給付券方式）事業者からの工事完了届出及び請求後、翌月末に事業者に支払う （償還払い方式）利用者からの工事完了届出後、翌月末までに区が利用者に支払う							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	給付券方式の支払件数比率(%)	86.0	87.5	86.1	87.2	87.6	給付券方式の申請書受理件数/年間受理件数(全)
	②	給付券払(件)	666	584	557	654	630	
③	償還払(件)	108	84	90	96	89		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続		継続		法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものであるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		85,694	71,572	75,872	82,514	73,237	79,242	85,824
決算額(2年度は見込み)		62,110	59,925	62,208	66,469	54,931	53,159	85,824
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	手すりの取付け(件)	656	647	665	701	630	600	668
	床段差解消(件)	121	95	94	99	64	76	88
	滑り止めの防止(件)	14	21	28	36	24	25	30
	引き戸等への取替え(件)	70	66	62	80	66	66	70
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	住宅改修費	54,931	負担金補助等	住宅改修費	53,159	負担金補助等	住宅改修費	85,824

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	0	407	407	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	54,931	53,159	▲ 1,772	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	42	42	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 54,931	▲ 53,608	1,323
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	54,931	53,608	▲ 1,323	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 54,931	▲ 53,608	1,323
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 54,931	▲ 53,608	1,323	

備考

行政費用の「補助費等」は、住宅改修に係る介護給付支給額

問題点・課題

○事業所によって住宅改修の施工費の平準化が難しく、また利用者に適した内容の工事が行われているかの確認が難しい。国が示す見積書類の様式などを活用し、住宅改修内容の適正化に向けた取組みをしていく必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施行事業者及びケアマネジャー等に対して、住宅改修制度の内容について周知を図る。	事業者及びケアマネジャー等に対して、住宅改修の適正化について周知を図った。	窓口での書類確認時に工事内容、見積り等の聞き取りを行い、適切な改修であることを確認する。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-20		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）		部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤	
			担当者名	桂木	内線	2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-01	特定入所者介護サービス等費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和	<input checked="" type="radio"/> 平成	<input type="radio"/> 令和	17年度	根拠	介護保険法	
終期設定	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	区民税世帯非課税等の低所得者について、介護保険施設サービス、短期入所サービスの利用に係る食費居住費の負担を軽減する。						
対象者等	要介護・要支援認定者で、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者 介護保険施設及び短期入所サービス事業所 東京都国民健康保険団体連合会						
内容	要介護・要支援認定者のうち、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者であって、施設サービス等で食費・居住費等に係るサービスを受けた場合、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分を特定入所者介護サービス費として支給する。 (1)サービスの種類 ・介護保険施設の食費・居住費 ・短期入所生活（療養）介護に係る食費・滞在費 (2)給付の流れ ①要介護・要支援認定者は区に負担限度額認定の申請をする ②利用者負担第1～3段階の被保険者に対して認定証を交付 ③被保険者はサービスを受ける事業所に認定証を提示 ④事業者は認定証を確認し、負担限度額の範囲内で支払を受ける						
経過	平成17年10月 介護保険制度一部改正で、施設サービス（ショートステイを含む）利用の際の食費・居住費等が原則自己負担となったことにより事業新設 平成27年 8月 預貯金等の要件導入、別世帯配偶者所得の勘案 平成28年 8月 非課税年金の勘案						
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 審査支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託 （審査件数1件あたり@61.11円）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 負担限度額認定証交付件数(件)	1,679	1,730	1,782	1,835	1,835	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	継続	法に基く必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものであるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		403,507	414,172	414,809	397,003	423,841	428,221	432,538
決算額(2年度は見込み)		403,506	414,172	408,845	393,181	397,881	406,258	432,538
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
利用件数(件)		13,924	12,927	12,417	12,414	12,506	12,581	12,644
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	特定入所者介護サービス費	39,788	負担金補助等	特定入所者介護サービス費	406,258	負担金補助等	特定入所者介護サービス費	432,538

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,125	4,884	759	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	397,881	406,258	8,377	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	500	508	8	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 402,506	▲ 411,650	▲ 9,144
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	402,506	411,650	9,144	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 402,506	▲ 411,650	▲ 9,144
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 402,506	▲ 411,650	▲ 9,144	

備考 行政費用の「補助費等」は、介護保険施設入所中の食事・居住費補助等に係る介護給付支給額

問題点・課題 ○預貯金要件の導入や非課税年金の勘案など、負担限度額の段階を決定するための業務が増加しており、正確・迅速を期するためには、申請受付から認定証の発行までの業務を効率的に行う必要がある。また、令和3年度からの制度改正で、預貯金額により利用者負担段階の細分化が行われる予定であり、今後より一層正確に預貯金要件の確認を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今年度新たに確認できたエラーを更に修正するなど、より円滑に更新手続きを行う。	新たに確認されたエラーについて修正するなど、次年度に向けて円滑に更新手続きを行うことができた。	申請の際は、預貯金通帳等必要な持ち物が多くなるため、不備のないよう周知を徹底していく。
②			
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議会議事録(要旨)



# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-21	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	高額介護サービス費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
		担当者名	丹	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-01-01	高額介護サービス等費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	12年度	根拠	介護保険法51条・61条			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	要介護・要支援認定者が、利用した介護サービス及び施設サービス等の費用が一定の上限額を超えた場合、又は前記費用に本人と家族の医療費を加えた費用が一定の上限額を超えた場合に、超過分を支給する。これにより、自己負担の軽減を図ることを目的とする。						
対象者等	高額介護サービス等費・高額医療合算介護サービス等費に該当する要介護・要支援認定者						
内容	<p>【高額介護サービス費】 給付の流れ</p> <p>①サービスの提供⇒国保連⇒該当者抽出⇒該当者にサービス費の支給申請を勧奨する。</p> <p>②申請に基づき、区が支給決定し、支給する。（2回目以降は申請省略）</p> <p>【高額医療合算介護サービス費】 給付の流れ</p> <p>①対象者が介護保険者より自己負担額証明書を取得する</p> <p>②対象者は①を添えて医療保険者に請求</p> <p>③医療保険者は①を基に医療と介護の合算負担額を算出、按分し両保険者負担額を対象者へ支給</p> <p>④医療保険者は計算結果連絡票を介護保険者に送付するとともに医療保険者負担額へ支給</p> <p>⑤介護保険者は④に基づき介護保険負担額を対象者へ支給</p>						
経過	平成13年10月	高額介護サービス費支給の開始					
	平成15年 4月	申請時の領収書確認を廃止					
	平成17年10月	自己負担上限額の見直し、2回目以降の申請省略					
	平成18年10月	委任状による親族口座への振込みが可能になる					
	平成20年 4月	高額医療・高額介護合算制度の開始（申請開始は平成22年1月22日から）					
	平成27年 8月	高額介護サービス費の自己負担段階に現役並み所得者がいる世帯を新設					
		高額医療・高額介護合算制度の70歳未満被保険者の自己負担上限額の見直し					
	平成29年 8月	高額介護サービス費の課税世帯につき自己負担上限額の見直し					
	平成30年12月	年間高額介護サービス費の支給開始（経過措置のため、令和3年度で終了）					
必要性	介護保険法の規定により必須の事業						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 生活保護受給者分の審査・支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託。 （審査件数1件あたり@61.11円）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 高額介護支給件数（件）	32,826	33,710	36,798	38,000	40,000	申請件数 30年度1,748件 元年度1,624件
	② 高額医療合算介護サービス費・後期高齢者分（件）	1,510	1,085	1,363	1,500	2,000	申請件数 30年度1,140件 元年度1,476件
③ 高額医療合算介護サービス費・国民健康保険分（件）	16	45	42	45	50	申請件数 30年度45件 元年度45件	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものであるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		345,054	374,485	429,723	427,068	480,635	512,582	532,964
決算額(2年度は見込み)		334,057	354,964	423,860	424,160	444,356	512,561	532,964
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
生活保護の被保護者等		6,320	7,040	7,172	7,608	7,973	8,419	8,396
区民税非課税で年収80万円以下		13,923	14,524	14,946	15,366	16,060	16,959	15,860
区民税非課税で年収80万円超		5,045	5,319	5,617	5,952	6,355	6,710	6,683
一般(27年度は現役並み所得者含)		1,955	2,945	4,545	3,900	4,069	4,296	4,380
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金	高額介護サービス等費	404,378	負担金	高額介護サービス等費	462,729	負担金	高額介護サービス等費	532,964
	高額合算(後期高齢分)	38,098		高額合算(後期高齢分)	48,106		高額合算(後期高齢分)	60,000
	高額合算(国保分)	1,880		高額合算(国保分)	1,726		高額合算(国保分)	2,000

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	7,425	5,209	▲ 2,216	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	444,356	512,561	68,205	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	901	542	▲ 359	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 452,682	▲ 518,312	▲ 65,630
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	452,682	518,312	65,630	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 452,682	▲ 518,312	▲ 65,630
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 452,682	▲ 518,312	▲ 65,630	

備考

行政費用の「補助費等」は、高額介護サービス費等に係る介護給付支給額

問題点・課題

○高額介護サービス費について対象者本人が申請を行うことが困難な場合は、家族等が代わって申請を行うことになるが、家族が遠方であったり、家族等がない等の場合に申請が遅れたり、行われなかったりする。  
○高額医療合算介護サービス費について、申請は一課に行うものの、医療保険・介護保険でそれぞれ計算し支払いを行うため、区民の方にわかりにくい内容となっている。各課の担当者同士で、情報を共有し、申請や事務手続きをなるべく簡略化する必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、未申請者には担当ケアマネジャーや家族に申請の依頼を続ける。	未申請者の担当ケアマネジャーや施設に、申請の連絡の依頼をし申請に結び付けた。	引き続き、未申請者の担当ケアマネジャーや施設に申請の連絡を続ける。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-22	戦略プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事		
事務事業名	いきいきボランティアポイント制度事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤			
		担当者名	大塚	内線	2431			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-02-01	いきいきボランティアポイント制度事業費						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 2年度 <input type="checkbox"/> 元年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	23 年度	根拠	介護保険法第115条の44、いきいきボランティアポイント制度事業実施要綱				
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="checkbox"/> 計画 <input type="checkbox"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	02	介護予防の推進					
目的	高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し、ボランティア活動を通じて高齢者自らの介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会を作ること及び当該ボランティアを行うことで介護給付の抑制につなげ実質的な介護保険料の負担軽減を図る。							
対象者等	荒川区在住の介護保険第1号被保険者							
内容	1 対象となるボランティア活動 区が指定する介護保険施設等におけるボランティア活動（シーツ交換、お茶出し、傾聴等） 2 ボランティア登録・ポイントの換金等 ① ボランティア登録に当たっては、区が実施するボランティア説明会を受講する。 説明会は年10回程度開催し、講師は荒川区社会福祉協議会及び本区の職員が担当する。 ② ボランティア登録を行った方に対して、いきいきボランティア手帳を交付する。 ③ 指定の施設等において、ボランティア活動1時間につき1個（1日最大2個）のスタンプをボランティア手帳に押印する。 ④ スタンプ1個につき100ポイントを付与し、1,000ポイント以上貯まった方に対し、申請に基づき、翌年度に交付金を支給する。（100ポイントにつき100円とし、年度ごとに5,000円を上限とする。）							
経過	平成23年 7月 制度開始 平成25年10月 いきいきボランティア交流会開催 平成26年11月 子育て交流サロン（一部）をボランティア受入機関として指定 平成29年 1月 ゆいの森あらかわを受入機関として指定 平成29年 8月 荒川区健康推進課（ころばん体操リーダー活動）を受入機関として指定 平成30年 6月 荒川区社会福祉協議会荒川生活実習所を受入機関として指定							
必要性	高齢者の社会参加や生きがいを促進する事業として必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員）							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	ボランティア登録者数	603	635	640	690	770	ポイント交換申請ベース (交付金対象スタッフ数/申請者数)
	②	年平均活動時間	62	58	70	50	50	
③	ボランティア受入機関数	55	56	57	59	70		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続		継続 ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励・支援し、また高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を促進していく上で、重要な事業であることから、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		1,827	1,875	1,685	1,542	2,134	2,229	2,356
決算額 (2年度は見込み)		926	983	1,100	1,280	1,389	1,422	2,356
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
ボランティア登録者数(人)		382	460	502	603	635	640	690
交付金申請者数(人)		105	133	149	171	207	210	260

予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	説明会講師謝礼	45	報償費	説明会講師謝礼	36	報償費	説明会講師謝礼	54
食糧費	交流会飲食代	6	食糧費	交流会飲食代	4	食糧費	交流会飲食代	12
一般需用費	ボランティア手帳作成等	139	一般需用費	ボランティア手帳作成等	115	一般需用費	ボランティア手帳作成等	218
郵便料	次年度手帳送付等	224	郵便料	次年度手帳送付等	229	郵便料	次年度手帳送付等	376
保険料	ボランティア保険	209	保険料	ボランティア保険	203	保険料	ボランティア保険	376
負担金	評価ポイント交付金	766	負担金	評価ポイント交付金	835	負担金	評価ポイント交付金	1,320

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,950	2,035	▲ 2,915	地方税	0	0	0
	物件費	369	348	▲ 21	国庫支出金	3,949	4,079	130
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,342	2,435	93
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,020	1,074	54	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	13,396	5,802	▲ 7,594
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	19,687	12,316	▲ 7,371
	賞与・退職給与引当金繰入額	601	212	▲ 389	行政収支差額(a)-(b)=(c)	12,747	8,647	▲ 4,100
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	6,940	3,669	▲ 3,271	通常収支差額(c)+(d)=(e)	12,747	8,647	▲ 4,100
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	12,747	8,647	▲ 4,100	

備考 行政費用の「物件費」は、ボランティア手帳作成や郵便料等の事務経費。「補助費」は、ボランティア活動者への交付金、保険料の経費。

問題点・課題 ○新規登録者を増やすため、ポイントの付与対象とする活動内容の範囲の拡大や登録施設の増加など、より参加しやすい制度にしていく必要がある。  
また、本制度を知らない区民についても周知できるようポスターの掲示等に力を入れる必要がある。  
○活動者にとって制度が複雑かつ煩雑になっている部分がある。説明会等において、制度についてわかりやすく周知をする必要がある。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	活動者からの意見や他の自治体の動静を参考に、登録者の活動の幅が広がるよう支援する。	新規に受入施設を指定することで、登録者の活動の場を拡充することができた。	登録者の活動の場を広げるため、新規受入施設の募集を随時行っていく。
②	内容更新の依頼等を行い最新の情報を提供することによって、登録者が活動しやすい環境を整える。	必要に応じてHPや冊子に掲載されている受入施設の情報を更新し、登録者に最新の情報を伝えることができた。	説明会における資料や説明内容を改善することで、登録者が正しく制度を理解できるよう努める。
③			

他区の実況	(実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨) 平成22年三定 「高齢者応援ポイント制度」(仮称)の早期導入について  
平成26年一定 専門的なボランティア活動を事業の対象に加え、より高いポイントを付与することについて  
平成26年度2月会議 ボランティアの範囲拡大について

# 事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	08-04-23	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	住宅改修理由書作成経費の助成	部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤			
		担当者名	小林	内線	2432			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-03-01	住宅改修支援事業						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	12年度	根拠	介護保険法第115条				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	04	介護サービス基盤の充実					
目的	介護保険事業における住宅改修費の申請に際し、住宅改修理由書を作成したケアマネジャー等が、その申請者に対し居宅介護支援サービス（ケアプラン作成）を行っていない場合に限り、所属する指定居宅介護支援事業者に対して理由書作成経費の一部を助成することにより、適正な住宅改修の実施を図ることを目的とする。							
対象者等	介護保険住宅改修費支給に係る住宅改修理由書を作成した指定居宅介護支援事業者等							
内容	<input type="radio"/> 助成対象事業 介護保険事業における住宅改修費支給に係る理由書の作成 ※ただし、利用者が当該住宅改修工事について住宅改修費の支給を受けていることを条件とする。まだ支給を受けていない、または結果として支給を受けられなかった住宅改修費支給申請に係る理由書作成経費は、本事業の対象とならない。  <input type="radio"/> 助成金額 1件につき2,000円							
経過	平成12年4月 介護保険法施行時から実施。 平成15年4月 助成対象を居宅介護支援サービスを受けていない要介護者等に対する理由書作成のみとすることに変更。 平成18年4月 介護保険法改正に伴う地域支援事業の創設により、地域支援事業（任意事業）として実施。							
必要性	サービス計画を立てていない利用者（ケアマネジャーの介護報酬が算定できない）の住宅改修の円滑な実施のため、必要不可欠である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指   標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	助成件数（件）	62	59	60	89	101	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続		継続 利用者が介護保険の住宅改修制度を利用するにあたり必要な事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		190	242	256	226	202	222	178
決算額 (2年度は見込み)		136	196	148	124	118	122	178
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	助成件数 (件)	68	98	74	62	59	61	89
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	理由書作成助成	118	負担金補助等	理由書作成助成	122	負担金補助等	理由書作成助成	178

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	0	407	407	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	118	122	4	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	42	42	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 118	▲ 571	▲ 453
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	118	571	453	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 118	▲ 571	▲ 453
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 118	▲ 571	▲ 453

備考

行政費用の「補助費等」は、対象事業所等への補助金支出額

問題点・課題

○ケアマネジャーがいない場合の住宅改修理由書について、地域包括支援センターの職員が作成するケースが多く、その作成にかかる経費を助成するための事業である。助成の申請がなされた後、住宅改修を行った利用者に対して住宅改修費が支給されたか否かの結果を確認する必要があるため、助成額の支払いに期間を要するケースがある。また住宅改修が取下げられ工事が行われなかった場合は支払いできない。

## 問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	改修工事が完了しないと理由書作成費が支給されないため、請求漏れがないか施工業者に確認をする。	改修工事の状況を把握して、請求が漏れないよう完了手続きを行うよう施工業者に働きかけた。	理由書助成申請が提出されて、工事申請が行われていない利用者について、担当ケアマネジャーに働きかける。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議決(要旨)			